

宮城県警察組織規則

昭和37年3月31日
宮城県公安委員会規則第2号

宮城県警察組織規則を次のように定める。

宮城県警察組織規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 内部組織

第1節 警察本部及び警察署（第3条―第15条）

第2節 市警察部（第15条の2―第15条の4）

第3章 職制（第16条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第58条及び
県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年宮城県条例第31号。以下「条例」という
。）第10条の規定に基づき宮城県警察（以下「県警察」という。）の組織について必要
な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める
ところによる。

- (1) 警察本部 条例により設けられた総務部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、
交通部及び警備部（以下「各部」という。）並びに法第54条第1項の規定に基づき附
置された警察学校を総称していう。
- (2) 市警察部 宮城県警察仙台市警察部をいう。
- (3) 警察署 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32
号）により設けられた警察署をいう。
- (4) 部 各部をいう。
- (5) 課等 第3条第1項の規定により置く各課、機動警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊
、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊をいう。
- (6) 学校 警察学校をいう。
- (7) 本部長 警察本部長をいう。
- (8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、首席監察官、組織犯罪対策局長、
サイバーセキュリティ統括官及び参事官をいう。
- (9) 学校長 第17条第1項の規定により置く警察学校長をいう。
- (10) 署長 警察署長をいう。
- (11) 一般職員 法第55条第1項の規定により県警察に置かれる職員のうち、警察官以外
の職員をいう。

第2章 内部組織

第1節 警察本部及び警察署

(課等の設置)

第3条 警察本部の次表左欄に掲げる部に当該右欄に掲げる課等を置く。

部	課 等
総 務 部	総 務 課
	会 計 課
	装 備 施 設 課
	広 報 相 談 課
	情 報 管 理 課
	留 置 管 理 課
警 務 部	警 務 課
	教 養 課
	監 察 課
	厚 生 課
生 活 安 全 部	生 活 安 全 企 画 課
	県 民 安 全 対 策 課
	少 年 課
	生 活 環 境 課
	サイバー犯罪対策課
地 域 部	地 域 課
	通 信 指 令 課
	機 動 警 ら 隊
	鉄 道 警 察 隊
刑 事 部	刑 事 総 務 課
	捜 査 第 一 課
	捜 査 第 二 課
	捜 査 第 三 課
	鑑 識 課
	捜 査 支 援 分 析 課
	機 動 捜 査 隊
	科 学 捜 査 研 究 所
	組 織 犯 罪 対 策 第 一 課
	組 織 犯 罪 対 策 第 二 課
交 通 部	交 通 企 画 課
	交 通 規 制 課
	交 通 指 導 課
	運 転 免 許 課
	交 通 機 動 隊
	高 速 道 路 交 通 警 察 隊

警 備 部	公	安	課
	警	備	課
	外	事	課
	機	動	隊

- 2 刑事部に組織犯罪対策局を置く。
- 3 警察本部の課等の名称には、宮城県警察本部及び当該部名を冠する。ただし、組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課の名称には、本文に掲げるもののほか組織犯罪対策局を冠するものとし、機動警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の名称には、宮城県警察を冠するものとする。
- 4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組 織
総 務 課	宮城県警察公安委員会補佐室
	宮城県警察取調べ監督室
会 計 課	宮城県警察監査室
装 備 施 設 課	宮城県警察自動車整備工場
広 報 相 談 課	宮城県警察音楽隊
情 報 管 理 課	宮城県警察照会センター
警 務 課	宮城県警察犯罪被害者支援室
厚 生 課	宮城県警察健康管理センター
少 年 課	宮城県警察少年事件特別捜査隊
	宮城県警察少年サポートセンター
捜 査 第 一 課	宮城県警察性犯罪特別捜査隊
鑑 識 課	宮城県警察機動鑑識隊
組織犯罪対策第一課	宮城県警察暴力特別捜査隊
	宮城県警察特殊詐欺対策室
組織犯罪対策第二課	宮城県警察通訳センター
交 通 企 画 課	宮城県警察交通事故総合分析室
交 通 規 制 課	宮城県警察交通管制センター
交 通 指 導 課	宮城県警察交通反則通告センター
運 転 免 許 課	宮城県警察高齢運転者等支援室
	宮城県警察石巻運転免許センター
	宮城県警察古川運転免許センター
	宮城県警察仙南運転免許センター
警 備 課	宮城県警察警衛警護室
	宮城県警察災害対策室
	宮城県警察航空隊
	宮城県警察全国育樹祭警衛対策室
外 事 課	宮城県警察国際テロリズム対策室

5 警察本部の次表左欄に掲げる課等に当該右欄に掲げる分駐隊を置く。

課 等	分 駐 隊
高速道路交通警察隊	仙台東分駐隊
	石巻分駐隊
	気仙沼分駐隊
	古川分駐隊
	川崎分駐隊

6 前2項に規定する組織について必要な事項は、本部長が定めるものとする。

第3条の2 削除

(学校の位置)

第4条 警察本部に宮城県警察学校を附置し、名取市に置く。

(総務部の課等の所掌事務)

第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

総務課

- (1) 所管行政に関する総合調整に関すること（装備施設課、情報管理課及び警務課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 所管行政に関する企画及び立案に関すること（警察運営の大綱方針に係るものに限る。）。
- (3) 宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の庶務に関すること。
- (4) 機密に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (7) 条例案、規則案その他公文書類の審査に関すること。
- (8) 情報の公開に関すること。
- (9) 個人情報の保護に関すること。
- (10) 宮城県議会との連絡に関すること。
- (11) 公安委員会の権限に属する事務の補佐に関する事務の連絡調整に関すること。
- (12) 法第79条の規定に基づく苦情の申出の公安委員会への報告及び事務手続の補佐に関すること。
- (13) 警察職員の応援要請及び派遣に関すること。
- (14) 警察署協議会に関すること。
- (15) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。
- (17) 公安委員会補佐室及び取調べ監督室の運営に関すること。

会計課

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 物品の管理及び処分に関すること。
- (3) 会計の監査に関すること。

- (4) 遺失物に関すること。
- (5) 監査室の運営に関すること。

装備施設課

- (1) 警察装備に関すること。
- (2) 警察通信に関すること。
- (3) 所管行政に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること（警察施設のセキュリティの確保に係るものに限る。）。
- (4) 庁舎等の営繕に関すること。
- (5) 財産の管理及び処分に関すること。
- (6) 自動車整備工場の運営に関すること。

広報相談課

- (1) 広報に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 苦情に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 音楽隊の運営に関すること。

情報管理課

- (1) 情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に関すること。
- (2) 事務能率の増進に関すること。
- (3) 所管行政に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること（先端技術の導入に係るものに限る。）。
- (4) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- (5) 照会センターの運営に関すること。

留置管理課

- (1) 留置施設の管理に関すること。
- (2) 被留置者の護送及び処遇に関すること。

（警務部の課等の所掌事務）

第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

警務課

- (1) 所管行政に関する総合調整に関すること（警察運営の重要施策の企画及び立案に係るものに限る。）。
- (2) 所管行政に関する企画及び立案に関すること（総務課、装備施設課及び情報管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 部の事務の総合調整に関すること。
- (4) 警察職員の人事に関すること。
- (5) 警察職員の退職管理に関すること。
- (6) 警察職員の募集及び試験に関すること。
- (7) 県警察の組織及び警察職員の定員に関すること。
- (8) 警察職員の勤務制度に関すること。
- (9) 警察職員の非常招集に関すること。
- (10) 国際関係事務のうち他の課等の所掌に属しないものの企画及び立案並びに調整に関

すること。

- (11) 警察職員の給与に関すること。
- (12) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (13) 所管行政に係る犯罪被害者支援（犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。）に関すること。
- (14) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (15) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (16) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。
- (18) 犯罪被害者支援室の運営に関すること。

教養課

- (1) 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する企画、立案及び事務一般に関すること。
- (2) 警察沿革誌の調製並びに機関誌の編集及び発行に関すること。
- (3) 警察職員の安全運転管理に関すること。
- (4) 術科指導に関すること。

監察課

- (1) 監察に関すること。
- (2) 表彰及び懲戒に関すること。
- (3) 争訟に関すること。

厚生課

- (1) 警察職員の福利厚生に関すること。
- (2) 警察共済組合に関すること。
- (3) 警察職員の健康の保持増進その他衛生に関すること。
- (4) 健康管理センターの運営に関すること。

（生活安全部の課等の所掌事務）

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課

- (1) 生活安全警察に関する制度並びに生活安全警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。
- (3) 犯罪の予防一般に関すること。
- (4) 部の事務の総合調整に関すること。
- (5) 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関すること（生活環境課及び組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事（生活環境課及び組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事（警備課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関する事（少年課及び生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関する事（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関する事（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関する事（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関する事（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の施行に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しない事。

県民安全対策課

- (1) 人の生命又は身体の安全を早急に確保する必要の認められる事態への対処に関する事。
- (2) 迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号）で定める犯罪の取締りに関する事（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 行方不明者の発見活動に関する事。
- (4) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止に関する事。
- (5) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関する事。
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事。

少年課

- (1) 少年非行の防止に関する事。
- (2) 少年の補導に関する事。
- (3) 少年相談に関する事。
- (4) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事（県民安全対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。
- (6) 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。
- (7) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関する事。

- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関する事。
- (9) 少年事件特別捜査隊及び少年サポートセンターの運営に関する事。

生活環境課

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法で定める犯罪の取締りに関する事（組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 高圧ガスその他危険物の取締りに関する事。
- (3) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関する事。
- (4) 保健衛生関係事犯の取締りに関する事（組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関する事。
- (6) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関する事。
- (7) 古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律で定める犯罪の取締りに関する事。
- (8) 風俗関係事犯の取締りに関する事。
- (9) 売春関係事犯の取締りに関する事。
- (10) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。
- (11) 迷惑行為防止条例の施行に関する事（県民安全対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他の課等の所掌に属しない特別法犯の取締りに関する事。

サイバー犯罪対策課

- (1) 所管行政に属するサイバーセキュリティに関する施策の策定及び実施に関する事。
- (2) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関する事。
- (3) 前号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報通信技術を利用する犯罪の取締りに関する事。
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関する事。
- (5) 情報通信技術の利用に伴う犯罪の予防に関する事。
（地域部の課等の所掌事務）

第6条の2 地域部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

地域課

- (1) 地域警察に関する制度、企画及び立案に関する事。
- (2) 地域警察の活動一般に関する事。
- (3) 部の事務の総合調整に関する事。
- (4) 水上警察に関する事。
- (5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事。

- (6) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- (7) 雑踏警備に関すること。
- (8) 現金その他の物品の輸送の警備に関すること。
- (9) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること（他の課等の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。

通信指令課

- (1) 警察通信指令に関すること。
- (2) 緊急配備に関すること。

機動警ら隊

- (1) 警ら用無線自動車その他警察用車両の運用による犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等の実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

鉄道警察隊

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。
- (4) 列車への警乗の実施に関すること。
- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。
- (6) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (8) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等との連絡に関すること。
- (9) 鉄道に関する統計に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

（刑事部の課等の所掌事務）

第7条 刑事部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

刑事総務課

- (1) 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪の捜査一般に関すること。
- (3) 部の事務の総合調整に関すること。
- (4) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。
- (5) 指名手配に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。

捜査第一課

- (1) 凶悪犯、粗暴犯その他他の課等の所掌に属しない刑法犯の捜査に関すること。
- (2) 検視及び死体の検証に関すること。
- (3) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の施行に関すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、死体の取扱い一般に関すること。
- (5) 性犯罪特別捜査隊の運営に関すること。

捜査第二課

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関する事。
- (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関する事。
- (3) 政治資金に係る犯罪の捜査に関する事。
- (4) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関する事。

捜査第三課

- (1) 窃盗犯の捜査に関する事。
- (2) 移動警察に関する事。

鑑識課

- (1) 犯罪鑑識に関する事。
- (2) 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関する事。
- (3) 機動鑑識隊の運営に関する事。

捜査支援分析課

- (1) 犯罪統計に関する事。
- (2) 犯罪手口に関する事。
- (3) 犯罪捜査のための情報収集に関する事。
- (4) 犯罪捜査の支援に関する事。
- (5) 犯罪捜査に必要な情報の総合的な分析に関する事。

機動捜査隊

- (1) 重要犯罪、重要窃盗犯等の初動捜査の実施に関する事。
- (2) 犯罪が多発する地域における捜査の実施に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関する事。

科学捜査研究所

- (1) 犯罪の捜査に関連する鑑定及び検査に関する事。
- (2) 科学捜査についての研究及び実験に関する事。

組織犯罪対策第一課

- (1) 組織犯罪対策に関する制度、企画及び立案に関する事。
- (2) 組織犯罪対策局の事務の総合調整に関する事。
- (3) 組織犯罪対策局の所掌事務に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関する事。
- (4) 国際捜査共助に関する事。
- (5) 犯罪による収益の移転防止に関する事（生活安全企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止一般に関する事。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関する事。
- (8) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）の施行に関する事。
- (9) 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ（SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで、離合集散を繰り返す犯行グループをいう。以下同じ。）の組織犯罪の取締りに関

すること。

(10) 暴力特別捜査隊及び特殊詐欺対策室の運営に関すること。

組織犯罪対策第二課

(1) 拳銃、小銃、機関銃若しくは砲又は拳銃部品若しくは拳銃実包に関する犯罪の取締りに関すること。

(2) 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(3) 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）の施行に関すること。

(4) 外国人による犯罪の取締りに関すること（他の課等の所掌に属するものを除く。）

。

(5) 翻訳及び通訳に関すること。

(6) 通訳センターの運営に関すること。

（交通部の課等の所掌事務）

第8条 交通部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

交通企画課

(1) 交通警察に関する制度（運転免許課の所掌に属するものを除く。）及び交通警察の運営に関する企画及び立案に関すること。

(2) 交通事故防止対策一般に関すること。

(3) 部の事務の総合調整に関すること。

(4) 道路の交通に関する統計及び交通事故の分析に関すること。

(5) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

(6) 地域交通安全活動推進委員に関すること。

(7) 宮城県交通安全活動推進センターに関すること。

(8) 自動車安全運転センター宮城県事務所との連絡に関すること。

(9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。

(11) 交通事故総合分析室の運営に関すること。

交通規制課

(1) 道路交通関係法令の規定による道路交通の規制に関すること。

(2) 信号機、道路標識、道路標示その他交通安全施設に関すること。

(3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 交通管制センターの運営に関すること。

交通指導課

(1) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。

(2) 交通反則行為の処理に関すること。

(3) 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用制限に関すること。

(5) 交通反則通告センターの運営に関すること。

運転免許課

- (1) 交通警察に関する制度（運転免許に係るものに限る。）に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 運転免許及び運転免許試験に関すること。
- (3) 運転免許証の作成及び交付に関すること。
- (4) 運転免許に係る講習に関すること。
- (5) 自動車教習所に関すること。
- (6) 自動車等の運転者に係る第2号に掲げる事務に必要な資料の収集、利用等に関すること。
- (7) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
- (8) 運転適性相談事務に関すること。
- (9) 高齢運転者等支援室、石巻運転免許センター、古川運転免許センター及び仙南運転免許センターの運営に関すること。

交通機動隊

- (1) 主として幹線道路における交通取締用自動車の運用による道路交通関係法令の規定の違反の取締りの実施に関すること。
- (2) 交通事故の初動的な処理の実施及び交通事故に係る犯罪の初動捜査の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

高速道路交通警察隊

- (1) 高速道路等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）における交通事故防止対策に関すること。
- (2) 高速道路等における道路交通関係法令の規定による道路交通の規制に関すること。
- (3) 高速道路等における道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。
- (4) 高速道路等における交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- (5) 高速道路等における犯罪捜査（緊急配備を含む。）等の初動的な措置の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高速道路等における交通警察に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

（警備部の課等の所掌事務）

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課

- (1) 警備警察に関する制度及び警備警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 部の事務の総合調整に関すること。
- (3) 警備警察に関する法令の調査及び研究に関すること。
- (4) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (5) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。

- (6) 警備情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。
- (7) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪
 - イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）で定める犯罪
 - ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪
 - エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）で定める犯罪
- (8) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成3年宮城県条例第35号）の施行に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。

警備課

- (1) 法第5条第4項第4号に規定する事案及び法第71条第1項に規定する緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (2) 警備方針の策定及びその実施に関すること。
- (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務で県警察の所掌に属するもののうち、核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に係るものに関すること。
- (4) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第21項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。
- (5) 警衛に関すること。
- (6) 警護に関すること。
- (7) 災害警備に関すること。
- (8) 警察用航空機の運用に関すること。
- (9) 機動隊の運用に関すること。
- (10) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報の受理に関すること。
- (11) 行列行進集団示威運動に関する条例（昭和24年宮城県条例第47号）の施行に関すること（公安課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 警衛警護室、災害対策室、航空隊及び全国育樹祭警衛対策室の運営に関すること。

外事課

- (1) 外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関すること。

- (2) その活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。
- (3) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）で定める犯罪
 - イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）で定める犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの
- (4) 公安課の項第7号に掲げる犯罪で外国人に係るものの取締りに関すること。
- (5) 第3号イ及び前号に掲げる犯罪以外の警備犯罪で外国人に係るものの取締りに関すること。
- (6) 公安課の項第7号に掲げる犯罪並びに外国為替及び外国貿易法及び関税法で定める犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの以外のものその他警備犯罪でその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関するものの取締りに関すること。
- (7) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）の施行に関すること。
- (8) 国際テロリズム対策室の運営に関すること。

機動隊

- (1) 部隊活動による警備実施に関すること。
- (2) 隊員の教育訓練に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

（組織犯罪対策局の分掌事務）

第10条 組織犯罪対策局は、第7条に規定する事務のうち、組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課に関する事務を分掌する。

第11条 削除

（学校の所掌事務）

第12条 警察学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新任及び現任の警察職員の教育訓練に関すること。
- (2) 学校施設の維持管理に関すること。

（所掌事務の特例）

第13条 本部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に課等に対して、その課等の所掌に属しない事務をつかさどることを命ずることができる。

（係等の設置及び分掌事務）

第14条 警察本部の課等（科学捜査研究所を除く。）に係を置く。

- 2 科学捜査研究所及び学校に科及び係を置く。
- 3 警察本部の課等に班及び当該班の係を置くことができる。
- 4 前3項の科、班及び係の名称並びにその分掌事務は、本部長が定めるものとする。

（警察署の内部組織）

第15条 警察署の内部組織は、本部長が定めるものとする。

第2節 市警察部

(課の設置)

第15条の2 市警察部に、庶務課を置く。

2 庶務課の名称には、宮城県警察仙台市警察部を冠するものとする。

(課の所掌事務)

第15条の3 庶務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 仙台市との連絡調整に関すること。
- (2) 仙台市の区域における業務運営の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 仙台市警察部の庶務に関すること。

(係の設置及び分掌事務)

第15条の4 庶務課に係を置き、その名称及び分掌事務は、本部長が定めるものとする。

第3章 職制

(職員の呼称)

第16条 法第55条第1項の規定により、県警察に置かれる職員（警視正以上の階級にある警察官を除く。）の呼称は、次のとおりとする。

警察官

宮城県 警視

宮城県 警部

宮城県 警部補

宮城県 巡査部長

宮城県 巡査

一般職員

宮城県警察 事務職員

宮城県警察 技術職員

宮城県警察 少年警察補導員

宮城県警察 研究職員

宮城県警察 業務職員

(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階 級
部	部長	本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 なお、その所掌事務につき署長を指揮監督する。	警視長又は警視正
警 務 部	参 事 官	本部長の命を受け、監察、表彰、懲戒及び訟務に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 なお、その所掌事務につき署長を指揮監督する。	警視正
	首 席 監 察 官		

学 校	学 校 長	本部長の命を受け、学校の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
組織犯罪対策局	組織犯罪対策局長	本部長の命を受け、組織犯罪対策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
生活安全部	サイバーセキュリティ統括官	本部長の命を受け、サイバーセキュリティに関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理し、担当事務に従事する職員を指揮監督する。
部	参 事 官	本部長の命を受け、部における重要特定事項について本部長を補佐するほか、別に本部長が定める事項についての企画及び調査に参画し、関係業務を総括整理する。
課	課 長	部長等の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
総務課	企 画 官	部長の命を受け、警察運営に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理し、部長を補佐する。
監 察 課	上 席 監 察 官	首席監察官の命を受け、監察、表彰、懲戒及び訟務に関する事務を分掌し、首席監察官を補佐する。
	監 察 官	首席監察官の命を受け、監察に関する事務を分掌し、首席監察官を補佐する。
機動警ら隊	機 動 警 ら 隊 長	地域部長の命を受け、機動警ら隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
鉄道警察隊	鉄 道 警 察 隊 長	地域部長の命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
機動捜査隊	機 動 捜 査 隊 長	刑事部長の命を受け、機動捜査隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
交通機動隊	交 通 機 動 隊 長	交通部長の命を受け、交通機動隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
高速道路交通警察隊	高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長	交通部長の命を受け、高速道路交通警察隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
機 動 隊	機 動 隊 長	警備部長の命を受け、機動隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		上司の命を受け、課等の事務を分

課 等	管 理 官	掌し、上司を補佐するほか、上司が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。ただし、部長等から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、部長等を補佐する。
学 校	副 校 長	学校長の命を受け、学校の事務を分掌し、学校長を補佐するほか、学校長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
警 務 課	人 事 調 査 官	警務課長の命を受け、職員の人事・採用業務のうち、特に人事に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。
	採 用 調 査 官	警務課長の命を受け、職員の人事・採用業務のうち、特に採用及び退職管理に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。
生活安全企画課	犯罪抑止対策官	生活安全企画課長の命を受け、犯罪抑止対策に関する事務を掌理し、生活安全企画課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。
県民安全対策課	人身安全対策官	県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事案に関する事務を掌理し、県民安全対策課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。
生活環境課	経 済 調 査 官	生活環境課長の命を受け、生活経済、環境、風俗その他特別法の犯罪取締りに関する事務を掌理し、生活環境課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪捜査指導官	サイバー犯罪対策課長の命を受け、サイバー犯罪の捜査、対策等に関する事務を掌理し、サイバー犯罪対策課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。
地 域 課	雑踏警備対策官	地域課長の命を受け、雑踏警備対策等に関する事務を掌理し、地域課長を補佐する。ただし、地域部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、地域部長を補佐する。

警 視

機動警ら隊	警ら指導官	機動警ら隊長の命を受け、機動警らに関する事務を掌理し、機動警ら隊長を補佐する。ただし、地域部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、地域部長を補佐する。
刑事総務課	刑事指導官	刑事総務課長の命を受け、刑事警察実務の指導に関する事務を掌理し、刑事総務課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。
捜査第一課	総括検視官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を掌理し、捜査第一課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。
	広域捜査官	捜査第一課長の命を受け、広域事件捜査に関する事務を掌理し、捜査第一課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。
	性犯罪捜査指導官	捜査第一課長の命を受け、性犯罪事件の捜査に関する事務を掌理し、捜査第一課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。
捜査第二課	特別捜査指導官	捜査第二課長の命を受け、重要知能犯罪の捜査に関する事務を掌理し、捜査第二課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。
捜査第三課	盗犯捜査指導官	捜査第三課長の命を受け、窃盗犯の捜査に関する事務を掌理し、捜査第三課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。
組織犯罪対策第一課	暴力団対策指導官	組織犯罪対策第一課長の命を受け、暴力団対策並びに暴力団及び匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の捜査に関する事務を掌理し、組織犯罪対策第一課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。
		組織犯罪対策第二課長の命を受け、銃器事犯、薬物事犯及び外国人に

組織犯罪対策第二課	組織犯罪捜査指導官	よる犯罪の取締りに関する事務を掌理し、組織犯罪対策第二課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。
交通指導課	交通事故事件捜査指導官	交通指導課長の命を受け、適正な交通事故事件捜査に関する事務等を掌理し、交通指導課長を補佐する。ただし、交通部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通部長を補佐する。
運転免許課	交通聴聞官	運転免許の取消し及び効力の停止に関する聴聞及び意見の聴取を主宰し、並びに運転免許課長の命を受け、運転免許の取消し、効力の停止及びその執行に関する事務を掌理し、運転免許課長を補佐する。ただし、交通部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、交通部長を補佐する。
公安課	警備指導官	公安課長の命を受け、公安警察実務の指導に関する事務を掌理し、公安課長を補佐する。ただし、警備部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警備部長を補佐する。
課等	次副隊長	上司の命を受け、課等の事務を分掌し、上司を補佐するほか、上司が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
課等	課長補佐 隊長補佐 所長補佐	上司の命を受け、課等の事務を整理し、上司を補佐する。
学校	科長	学校長の命を受け、学校の事務を整理し、学校長を補佐する。
総務課	秘書官	総務課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、総務課長を補佐する。
留置管理課	留置管理指導官	留置管理課長の命を受け、留置管理に関する事務を整理し、留置管理課長を補佐する。
生活安全企画課	犯罪抑止指導官	生活安全企画課長の命を受け、犯罪抑止対策に関する事務を整理し、生活安全企画課長を補佐する。
少年課	少年事件指導官	少年課長の命を受け、少年事件の捜査及び調査に関する事務を整理し、少年課長を補佐する。
		生活環境課長の命を受け、生活経

生活環境課	生活経済指導官	済、環境、風俗その他特別法の犯罪取締りの指導に関する事務を整理し、生活環境課長を補佐する。	警 部
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策官	サイバー犯罪対策課長の命を受け、サイバー犯罪の捜査、対策等に関する事務を整理し、サイバー犯罪対策課長を補佐する。	
通信指令課	通信指令官	通信指令課長の命を受け、通信指令業務を整理し、通信指令課長を補佐する。	
捜査第一課	検 視 官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。	
捜査第二課	告訴事件指導官	捜査第二課長の命を受け、告訴・告発事件等の指導に関する事務を整理し、捜査第二課長を補佐する。	
捜査第三課	組織窃盗対策官	捜査第三課長の命を受け、組織的窃盗犯の捜査に関する事務を整理し、捜査第三課長を補佐する。	
捜査支援分析課	捜査支援分析官	捜査支援分析課長の命を受け、犯罪捜査に必要な支援及び総合的な分析に関する事務を整理し、捜査支援分析課長を補佐する。	
交通指導課	被害者連絡調整官	交通指導課長の命を受け、交通事故等の被害者支援に関する事務等を整理し、交通指導課長を補佐する。	
	交通事故事件捜査対策官	交通指導課長の命を受け、適正な交通事故事件捜査に関する事務を整理し、交通指導課長を補佐する。	
	交通事故鑑識官	交通指導課長の命を受け、交通事故鑑識に関する事務を整理し、交通指導課長を補佐する。	
運転免許課	高齢運転者対策指導官	運転免許課長の命を受け、高齢運転者対策の指導に関する事務を整理し、運転免許課長を補佐する。	
公 安 課	総合情報分析官	公安課長の命を受け、警備情報の総合的な分析、調査等に関する事務を整理し、公安課長を補佐する。	
隊	分 駐 隊 長	隊長の命を受け、分駐隊に関する事務を整理し、隊長を補佐する。	
課 学 等 校	係 長	上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警 部 補
	主 任	上司の命を受け、分掌する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	巡査部長
		上司の命を受け、分掌する事務を	

	係	処理する。	巡 査
--	---	-------	-----

- 2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察高齢運転者等支援室、宮城県警察警衛警護室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察全国育樹祭警衛対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察少年サポートセンター、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 前項に定める職のほか、同項に掲げる組織の必要に応じ、副隊長、副室長、副班長又は副所長を置くことができるものとし、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 前2項に掲げる職は、必要に応じ、一般職員をもって充てることができる。
- 5 第2項及び第3項に定める職のほか、宮城県警察交通反則通告センターに通告官及び通告補佐官を置き、通告官には警視の階級にある警察官を、通告補佐官には警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	職 員
課	課 長	部長等の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
監察課	監 察 官	首席監察官の命を受け、監察に関する事務を分掌し、首席監察官を補佐する。	
科学捜査研究所	科学捜査研究所長	刑事部長の命を受け、科学捜査研究所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
課 等	管 理 官	上司の命を受け、課等の事務を分掌し、上司を補佐するほか、上司が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。ただし、部長等から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、部長等を補佐する。	
総務課	デジタル化推進調査官	総務課長の命を受け、警察行政のデジタル化の推進に関する事務を掌理し、総務課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。	
		会計課長の命を受け、課の所掌に係る予算事務、調度事務及び出納事務についての専門	

会計課	会計調査官	的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、会計課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。
装備施設課	施設調査官	装備施設課長の命を受け、課の所掌に係る財産の取得及び管理事務についての専門的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、装備施設課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。
広報相談課	相談調査官	広報相談課長の命を受け、相談及び苦情に係る調査等に関する事務を掌理し、広報相談課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。
情報管理課	情報管理調査官	情報管理課長の命を受け、情報の管理及び運用に関する事務について掌理し、情報管理課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。
警務課	給与調査官	警務課長の命を受け、給与制度の改善に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。
	採用調査官	警務課長の命を受け、職員の人事・採用業務のうち、特に採用及び退職管理に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。
教養課	教養調査官	教養課長の命を受け、学校教養及び職場教養に関する事務を掌理し、教養課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。
教養課 学校	上席術科指導官	教養課長又は学校長の命を受け、術科指導に関する事務を掌理し、教養課長又は学校長を補佐する。ただし、警務部長又は学校長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長又は学校長を補佐する。
少年課	少年健全育成指導官	少年課長の命を受け、少年課の所掌事務のうち少年の健全な育成に関する事務等を掌理し、少年課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。
科学捜査研究所	上席研究官	科学捜査研究所長の命を受け、科学捜査に関する事務を掌理し、科学捜査研究所長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。
		課長の命を受け、課の事務を分掌し、課長

一般職員

課	次 長	を補佐するほか、課長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
科学捜査研究所	副 所 長	科学捜査研究所長の命を受け、科学捜査研究所の事務を分掌し、科学捜査研究所長を補佐するほか、科学捜査研究所長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
課 等	課 長 補 佐 隊 長 補 佐 所 長 補 佐	上司の命を受け、課等の事務を整理し、上司を補佐する。
警務課	心理専門官	警務課長の命を受け、犯罪被害者支援及び犯罪被害者等の臨床心理に係る重要又は高度な事務を整理し、警務課長を補佐する。
教養課 学 校	術科指導官	教養課長又は学校長の命を受け、術科指導に関する事務を整理し、教養課長又は学校長を補佐する。
厚生課	健康管理専門官	厚生課長の命を受け、健康管理に係る重要又は高度な事務を整理し、厚生課長を補佐する。
少年課	少年健全育成官	少年課長の命を受け、少年の健全な育成に関する事務を整理し、少年課長を補佐する。
科学捜査研究所 学 校	科 長	科学捜査研究所長又は学校長の命を受け、科学捜査研究所又は学校の事務を整理し、科学捜査研究所長又は学校長を補佐する。
交通企画課	交通事故分析官	交通企画課長の命を受け、事故分析に関する事務を整理し、交通企画課長を補佐する。
課 等 学 校	係 長	上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
	主 任	上司の命を受け、分掌する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
	主 事	上司の命を受け、分掌する事務を処理する。
	技 師	上司の命を受け、専門的技術をつかさどる。
	事 務 員	上司の命を受け、事務の補助的業務に従事する。
	技 術 員	上司の命を受け、自動車等の運転業務に従事する。
	電 話 交 換 員	上司の命を受け、電話等の通信業務に従事する。
	業 務 員	上司の命を受け、使役等の労務に従事する。
		上司の命を受け、機械操作等の技術的労務

	技 能 員	に従事する。
	調 理 員	上司の命を受け、炊事等の労務に従事する。

- 7 前項に掲げる職のうち、科学捜査研究所長、会計調査官から給与調査官まで、教養調査官から上席研究官まで、副所長、術科指導官、少年健全育成官及び交通事故分析官の職は、必要に応じ、警察官をもつて充てることができる。
- 8 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察健康管理センターに所長を、宮城県警察自動車整備工場に工場長を、宮城県警察交通管制センターに交通管制官を置き、それぞれ一般職員をもつて充てる。
- 9 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察音楽隊に隊長を、宮城県警察照会センターに所長を置き、それぞれ警部の階級にある警察官又は一般職員をもつて充てる。
- 10 前各項に規定する職のほか、必要と認めるときは、次表に掲げる職を置くことができる。

職	職 務	職 員
参 事	上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を総括整理する。	一 般 職 員
副 参 事	上司の命を受け、重要事項についての調査、企画及び立案に参画し、上司を補佐する。	
技 術 副 参 事	上司の命を受け、専門的技術に係る重要事項についての調査、企画及び立案に参画し、上司を補佐する。	
研 究 官	上司の命を受け、重要又は高度な試験研究及び鑑定に従事し、研究員の業務を整理する。	
研 究 員	上司の命を受け、重要又は高度な試験研究及び鑑定に従事する。	

- 11 第6項に掲げる職のほか、警察本部の組織の必要に応じ、同項に掲げる職のうち事務員から調理員までの職ごとに主任を置くことができ、その職務は、当該主任に係る同表の職に定める職務及び勤務をともにする当該主任に係る同表の職にある者に対する実務の指導とする。

(市警察部の職及び職務)

第17条の2 市警察部の部長には、警視長、警視正又は警視の階級にある警察官をもつて充てる。

- 2 市警察部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階 級
	課 長	市警察部長の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

課	管理官	課長の命を受け、市警察部の事務の整理と課の事務を分掌し、課長を補佐するとともに、課長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。ただし、市警察部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、市警察部長を補佐する。	警 視
	次 長	課長の命を受け、課の事務を分掌し、課長を補佐するほか、課長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。	警 部
	課長補佐	課長の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。	
	係 長	上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警 部 補
	主 任	上司の命を受け、分掌する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	巡査部長
	係	上司の命を受け、分掌する事務を処理する。	巡 査

3 前項に掲げる課長、次長、課長補佐、係長及び主任の職は、一般職員をもつて充てることができる。

4 前2項に掲げる職のほか、市警察部の組織の必要に応じ、前条第6項に掲げる職のうち主事から調理員までの職、同条第10項に掲げる職及び同条第11項に規定する職ごとの主任を置くことができる。

(警察署の職制)

第18条 署長は、警視正又は警視をもつて充てる。

2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職 務	階 級
副 署 長	署長の命を受け、警察署の事務を総括し、署長を補佐する。	警 視
刑 事 官	署長の命を受け、警察署における警察本部生活安全部及び刑事部の所掌に関する事務を総括し、署長を補佐する。	
次 長	署長の命を受け、警察署の事務を総括し、署長を補佐する。	警 部
課 長	上司の命を受け、警察署の課の事務（警務会計課にあっては、警務会計課長代理が整理する一部事務を除く。）を整理し、部下職員を指揮監督する。ただし、会計課長にあっては、上司の命を受け、警察署における警察本部警務部警務課（警察職員の給与に関する。）の所掌事務についても整理し、上司を補佐する。	警部又は警部補
	上司の命を受け、警察署の課の事務を整理し、課長	

課長代理	を補佐する。ただし、警務会計課長代理にあつては、本部長が別に定めるところにより、警務会計課長に代わつて、一部事務について整理し、部下職員を指揮監督する。	
係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部補
主任	上司の命を受け、分掌する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	巡査部長
係	上司の命を受け、分掌する事務を処理する。	巡査

- 3 前項に掲げる職のほか、必要と認めるときは、次表に掲げる職を置くことができることとし、その職務及び職に充てる職員は次表のとおりとする。

職	職務	職員
会計副参事	署長の命を受け、警察署における警察本部総務部会計課、同部装備施設課（施設企画係、営繕係及び管財係に限る。）及び警察本部警務部警務課（警察職員の給与に関することに限る。）の所掌事務を掌理し、署長を補佐する。	一般職員
少年健全育成官	上司の命を受け、警察署における警察本部生活安全部県民安全対策課及び同部少年課の所掌事務（少年の健全な育成に関することに限る。）を整理し、課長を補佐する。	

- 4 第2項に掲げる職のうち、課長、課長代理、係長及び主任の職は、一般職員をもつて充てることができる。
- 5 前2項に掲げる職のほか、警察署の組織の必要に応じ、第17条第6項に掲げる職のうち主事から調理員までの職、同条第10項に掲げる職（副参事を除く。）及び同条第11項に規定する職ごとの主任を置くことができる。
- 6 警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）により警察署の下部機構として置く交番その他の派出所及び駐在所に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。

職	職務	階級
所長	上司の命を受け、交番その他の派出所又は駐在所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警部、警部補又は巡査部長
副所長	上司の命を受け、交番その他の派出所又は駐在所の事務を処理し、所長を補佐する。	警部補又は巡査部長
班長	上司の命を受け、分掌する交番その他の派出所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	巡査部長又は巡査
係	上司の命を受け、分掌する事務を処理する。	巡査

- 7 前項に掲げる職のほか、警備派出所に次の職を置くことができることとし、その職務

及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。

職	職 務	階 級
警備派出所長	上司の命を受け、警備派出所の事務を総括し、部下職員を指揮監督する。	警部又は警部補
副 所 長	上司の命を受け、警備派出所の事務を処理し、警備派出所長を補佐する。	警部又は警部補
係 長	上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	警 部 補
主 任	上司の命を受け、分掌する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	巡 査 部 長

8 前項に掲げる職は、一般職員をもって充てることができる。

9 前2項に掲げる職のほか、警備派出所の組織の必要に応じ、第17条第6項に掲げる主事の職を置くことができる。

(職制の特例)

第19条 本部長は、特に必要があると認める場合には、この規則で定めるもののほか、所要の職及び職員を置くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

2 県警察本部の内部組織に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第3号）及び宮城県警察機動隊設置規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則（昭和38年3月22日宮城県公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年4月21日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和40年3月30日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月6日公安委員会規則第10号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

(経過規定)

2 この規則施行の際次表左欄に掲げる職を命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、当該右欄に掲げる職を命じられたものとする。

助 手	事 務 員
自 動 車 運 転 員	運 転 業 務 員
電 話 交 換 手	電 話 交 換 員

巡	視	巡	視
用	務	業	務
調	理	調	理
技	能	技	能

附 則（昭和41年12月27日公安委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年11月1日から適用する。

附 則（昭和42年8月1日公安委員会規則第12号）

この規則は、昭和42年8月1日から施行し、昭和42年7月26日から適用する。

附 則（昭和43年3月26日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月25日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月28日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月29日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月13日公安委員会規則第1号）

1 この規則は、昭和45年3月15日から施行する。

2 この規則施行の際、課長代理又は監察官代理に指名されている者は、別に辞令が発せられない限り、規則第15条に規定する次長とする。

附 則（昭和45年9月16日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和45年9月16日から施行し、昭和45年8月20日から適用する。

附 則（昭和46年5月21日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和46年5月21日から施行し、昭和46年3月5日から適用する。ただし、第3条第4項次表、第9条及び第15条次表中の宮城県安全運転学校に関する規定については、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年5月28日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月27日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和47年6月27日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年1月5日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和48年1月5日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。

附 則（昭和48年4月3日公安委員会規則第3号）

1 この規則は、昭和48年4月3日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

2 この規則施行の際、別に辞令を発せられない限り、宮城県警察嘱託員及び宮城県警察主事補の職にある職員は宮城県警察事務吏員に、宮城県警察技師補の職にある職員は宮城県警察技術吏員に任命されたものとする。

附 則（昭和48年5月8日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和48年5月8日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則（昭和48年8月21日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和48年8月21日から施行し、昭和48年8月17日から適用する。

附 則（昭和48年11月6日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和48年11月6日から施行し、昭和48年11月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月2日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和49年4月2日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月28日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月18日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年8月31日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年8月24日から適用する。

附 則（昭和52年3月25日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年7月8日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年9月30日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月20日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年8月29日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和55年9月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条の改正規定は昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月30日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則（昭和55年12月26日公安委員会規則第9号）

この規則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月11日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和58年3月12日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年8月22日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和58年8月22日から施行する。

附 則（昭和60年3月19日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月18日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和61年3月22日から施行する。

附 則（昭和62年3月17日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月24日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年8月1日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月27日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年10月2日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成2年10月4日から施行する。

附 則（平成3年3月22日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年11月15日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年11月1日から適用する。

附 則（平成3年12月24日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年2月25日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月23日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月28日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年6月30日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年12月18日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成5年3月25日から施行する。

附 則（平成5年6月18日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 18 日公安委員会規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 6 年 3 月 29 日から施行する。
（宮城県警察国有物品管理規則の一部改正）
- 2 宮城県警察国有物品管理規則（昭和 39 年宮城県公安委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
（行政不服審査手続規程の一部改正）
- 3 行政不服審査手続規程（昭和 45 年宮城県公安委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成 6 年 9 月 30 日公安委員会規則第 9 号）

[行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 第 2 条 改正]

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 28 日公安委員会規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。
（刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）
- 2 刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和 29 年宮城県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
[次のよう略]
（没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）
- 3 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成 4 年宮城県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

（警備業の営業所への立入検査に関する規程の一部改正）

- 4 警備業の営業所への立入検査に関する規程（昭和 47 年宮城県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成 7 年 3 月 17 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 22 日公安委員会規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項の改正規定（表留置管理室の項を削る部分を除く。）及び第 18 条第 3 項の改正規定は、平成 8 年 3 月 26 日から施行する。
（宮城県警察国有物品管理規則の一部改正）
- 2 宮城県警察国有物品管理規則（昭和 39 年宮城県公安委員会規則第 11 号）の一部を次の

ように改正する。

[次のよう略]

(行政不服審査手続規程の一部改正)

- 3 行政不服審査手続規程（昭和45年宮城県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成8年10月1日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月14日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成9年3月28日から施行する。ただし、第17条第1項の表の改正規定及び同条第4項の表の改正規定（^{課等}_{学校}の項を改正する部分を除く。）は同年3月26日から、同条第4項の表^{課等}_{学校}の項の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月18日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成10年3月24日から施行する。

附 則（平成10年7月24日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成10年9月29日公安委員会規則第11号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月4日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成11年3月11日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定、第3条第4項の改正規定（警備課の項を削る部分に限る。）、第9条の改正規定及び第17条第2項の改正規定（「、宮城県警察都市交通対策室及び宮城県警察国体対策室」を「及び宮城県警察都市交通対策室」に改める部分に限る。）は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年1月14日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成12年1月14日から施行する。

附 則（平成12年3月10日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成12年3月13日から施行する。

附 則（平成12年3月17日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成12年3月27日から施行する。

附 則（平成12年10月6日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成12年10月10日から施行する。

附 則（平成13年3月16日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成13年8月23日公安委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年11月2日公安委員会規則第18号）

この規則は、平成13年11月15日から施行する。

附 則（平成14年 3月19日公安委員会規則第 4号）
この規則は、平成14年 3月27日から施行する。

附 則（平成14年 6月21日公安委員会規則第 8号）
この規則は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則（平成15年 3月 3日公安委員会規則第 2号）
この規則は、平成15年 3月13日から施行する。

附 則（平成15年 7月25日公安委員会規則第12号）
この規則は、平成15年 8月 1日から施行する。

附 則（平成16年 3月17日公安委員会規則第 2号）
この規則は、平成16年 3月25日から施行する。

附 則（平成16年 3月23日公安委員会規則第 5号）
この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則（平成16年 6月25日公安委員会規則第 9号）
この規則は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則（平成17年 3月18日公安委員会規則第 4号）
この規則は、平成17年 3月28日から施行する。

附 則（平成17年 3月31日公安委員会規則第12号）
この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日公安委員会規則第14号）
この規則は、平成17年11月 1日から施行する。

附 則（平成18年 3月24日公安委員会規則第 8号）
この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月 2日公安委員会規則第 2号）
この規則は平成19年 3月15日から施行する。ただし、第17条第 1項の改正規定中

学 校 科 長	学校長の命を受け、学校の事務を整理し、学校長を補佐する。	を
---------	------------------------------	---

学 校 科 長	学校長の命を受け、学校の事務を整理し、学校長を補佐する。	に
総 務 課 秘 書 官	総務課長の命を受け、本部長の秘書に関する事務を整理し、総務課長を補佐する。	

、

留置管理課	留置管理指導官	留置管理課長の命を受け、留置管理に関する事務を整理し、留置管理課長を補佐する。	を
-------	---------	---	---

留置管理課	留置管理指導官	留置管理課長の命を受け、留置管理に関する事務を整理し、留置管理課長を補佐する。	
-------	---------	---	--

生活安全企画課	情報発信官	生活安全企画課長の命を受け、各種犯罪情報の分析、県民に対する情報発信等に関する事務を整理し、生活安全企画課長を補佐する。
---------	-------	--

に

改める部分は、平成19年3月13日から施行する。

附 則（平成19年3月20公安委員会規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条生活安全企画課の項の改正規定は、平成19年6月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則施行の際次表左欄に掲げる職員に任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、当該右欄に掲げる職員に任命されたものとする。

事務吏員（少年警察補導員を命じられている者を除く。）	事 務 職 員
事務吏員のうち、少年警察補導員を命じられている者	少 年 警 察 補 導 員
技術吏員（職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第4条第1項第4号に定める研究職給料表（以下「研究職給料表」という。）が適用されている者を除く。）	技 術 職 員
技術吏員のうち、研究職給料表が適用されている者	研 究 職 員
事 務 員	業 務 職 員
技 術 員	
電 話 交 換 員	
業 務 員	
技 能 員	
調 理 員	

附 則（平成19年7月11日公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月18日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成20年3月26日から施行する。ただし、第6条の改正規定、第14条の改

正規定及び第17条第1項の改正規定（

通信指令課	通 信 指 令 官	通信指令課長令業務を掌理し佐する。
-------	-----------	-------------------

の命を受け、通信指

通信指令課	通 信 指 令 官	通信指令課長令業務を整理し佐する。
-------	-----------	-------------------

、通信指令課長を補

の命を受け、通信指
、通信指令課長を補

の命を受け、職務質
に関する事務を整理
長を補佐する。

を

機動警ら隊	職務質問技能指 導班長	機動警ら隊長 問技能の指導等 し、機動警ら隊
-------	----------------	------------------------------

に改める部分に限る。)は平成20年4月1日から施行

する。

附 則 (平成20年12月17日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成20年12月18日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定 (

「

生活安全企 画課	情 報 発 信 官	生活安全企画課長の命を受け、各 種犯罪情報の分析、県民に対する情 報発信等に関する事務を整理し、生 活安全企画課長を補佐する。	を
-------------	-----------	--	---

削る部分を除く。)は、平成21年3月26日から施行する。

」

附 則 (平成22年3月17日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定 (

「

捜査第一課	検 視 補 佐 官	捜査第一課長の命を受け、死体の 検視、検証等の事務を整理し、捜査 第一課長を補佐する。	を
-------	-----------	---	---

「

捜査第一課	検 視 官	捜査第一課長の命を受け、死体の 検視、検証等の事務を整理し、捜査 第一課長を補佐する。	に
-------	-------	---	---

」

改める部分に限る。)は、平成22年3月25日から施行する。

」

附 則 (平成23年3月4日公安委員会規則第5号)

この規則中第17条の2第2項の改正規定は平成23年3月15日から、第17条第1項の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成23年5月13日から施行する。

附 則（平成24年3月16日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年7月6日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年10月26日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成24年11月12日から施行する。

附 則（平成25年3月15日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日公安委員会規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（留置施設視察委員会に関する規則の一部改正）

2 留置施設視察委員会に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成27年3月19日公安委員会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部改正）

2 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

（警備業法施行細則の一部改正）

3 警備業法施行細則（平成20年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成27年7月24日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成27年8月3日から施行する。

附 則（平成28年3月4日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成28年6月14日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 9 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条第 1 項の改正規定（「暴力団対策官」を「暴力団対策指導官」に改める部分及び「交通事故事件捜査統括官」を「交通事故事件捜査指導官」に改める部分に限る。）は、平成29年 3 月24日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 8 日公安委員会規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
（宮城県警察国有物品管理規則の一部改正）
- 2 宮城県警察国有物品管理規則（昭和39年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成30年 6 月15日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 4 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 8 号及び第17条第 1 項の改正規定は、平成31年 3 月18日から施行する。

附 則（令和元年 9 月27日公安委員会規則第11号）

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、第 9 条公安課の項第 8 号及び警備課の項第 9 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 6 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条第 1 項の改正規定（捜査第三課の項を加える部分に限る。）は、令和 2 年 3 月24日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 8 号及び第 1 7 条第 1 項の改正規定（教養課の項を削る部分を除く。）は、令和 3 年 3 月23日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 3 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、令和 3 年 9 月 6 日から施行する。

附 則（令和 3 年10月29日公安委員会規則第10号）

この規則は、令和 3 年11月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 4 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条第 1 項の改正規定（組織犯罪対策課、生活環境課及び運転教育課の項を加える部分を除く。）は、令和 4 年 3 月25日から施行する。

附 則（令和 4 年10月28日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、令和 4 年11月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条第 6 項の改正規定（
教養課・学校の項を加える部分に限る。）は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 30 日公安委員会規則第 10 号）

この規則は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 7 日公安委員会規則第 1 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する、ただし、第17条第 1 項の改正規定
（捜査第三課の項を加える部分及び交通指導課の項を改正する部分に限る。）は、
令和 6 年 3 月 22 日から施行する。

（宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部改正）

- 2 宮城薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する
規則（平成27年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（令和 7 年 1 月 7 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、令和 7 年 1 月 14 日から施行する。